

春日井市福祉応援券に関する覚書

春日井市福祉応援券支給条例（平成27年春日井市条例第51号。以下「条例」という。）に基づく応援券（条例第3条第1項に規定する福祉応援券をいう。以下同じ。）の取扱いについて、春日井市（以下「甲」という。）と登録事業者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（総則）

第1条 この覚書において、「物品等」とは、条例第8条第1項に規定する市長が別に定めるものをいう。

2 乙は、乙の利用客から応援券の利用の申し出を受けたときは、当該利用客から、購入する物品等の総額を超えない範囲の応援券を受領するものとする。

3 乙は前項の規定により受領した応援券に相当する金額を甲に請求し、甲は当該額を乙に支払うものとする。

（請求）

第2条 乙は、受領した応援券を集計し、原則として受領した月の翌月に（受領後3月までに）請求書に福祉応援券受領報告書及び利用客から受領した応援券（次項において「請求書等」という。）を添えて、甲に請求するものとする。

2 甲は、請求書等を審査し、適当と認めるときは、請求のあった日から30日以内に乙の指定する金融機関の口座に当該請求額を振り込むものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この覚書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（解除）

第4条 甲は、乙がこの覚書に違反し、その違反により条例の目的を達成することが困難であると認められるときは、覚書を解除することができる。

（期間）

第5条 この覚書の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（更新）

第6条 この覚書の期間満了前2月までに登録事業者から福祉応援券登録事業者登録廃止

届が提出されないときは、期間満了の翌日以後1年間覚書を更新したものとみなす。

(雑則)

第7条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印してそれぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市

代表者 春日井市長

印

乙

印